

内部質保証の構築に関する方針

内部質保証

本学では、社会から負託された使命・目的を実現し、教育と研究の質を向上させるために、外部の第三者機関による評価受審に加えて、自らの活動を絶えず評価・改善する内部質保証の機構を構築します。

内部質保証組織編成と活動方針

大学の教育と研究にかかる内部質保証には、教学運営会議と全学自己評価委員会が取り組みます。

1. 教学運営会議は、全学の研究と教育活動に関する方針や計画（Plan）の決定及び全学自己評価委員会からの指摘を受け、対応策（Act）を検討します。
2. 各学部等は、教学運営会議が策定した方針や計画・対応策に基づき、教育・研究に関する取り組みを実施（Do）します。
3. 全学自己評価委員会は、全学の研究と教育活動の計画（Plan）と実施（Do）の適切性ならびに改善（Act）の妥当性を評価（Check）します。原則として、各学部・研究科、教養教育センター、入学試験センターの各部署に、全学自己評価委員会の下に評価組織を設けて評価作業を詳細に行います。それ以外の部署は、全学自己評価委員会が直接評価を行います。
4. 評価作業の独立性を保つため、全学自己評価委員会と下部評価組織は、評価の客観性と公平性を担保できるような組織構成員とします。
5. 評価・改善は定期的に行い、内部質保証活動を継続していきます。全部署において継続的に評価活動を行い、改善に向けて取り組みます。
6. 点検評価の結果は速やかに外部に公表し、大学運営の透明性を保証します。

教学運営会議、全学自己評価委員会の所掌

1. 教学運営会議は、教育・研究における重要事項の決定や中長期計画を策定及び見直しを行います。
2. 全学自己評価委員会は、中長期計画に基づき教育と研究全般に関する内部質保証と向上を目的とし、以下の評価を行います。
 - ① 大学及び各部署の業務の計画（短期～中長期）が妥当で、運用が適切に行われているか、また評価組織から指摘された改善事項に対して運用主体が適切に応じているかを評価します。
 - ② 機関別認証評価、分野別評価等、様々な外部評価に際して自己評価するとともに、外部評価の審査結果あるいは外部からの指摘事項に対する改善を大学または学部として適切に行っているかを評価します。
3. 各学部等は、教学運営会議の方針や計画・改善策に基づいた組織運営を行います。